

令和 9 ・ 1 0 年度

競争入札参加資格審査申請の手引き（建設工事）

【注意事項】

- ・この手引きは、令和 8 年 9 月 3 0 日付け東広島市告示第 3 1 1 号に基づくものです。
- ・令和 7 ・ 8 年度の申請様式・申請方法・添付書類等とは一部変更がありますので注意してください（変更点は赤字で表記しています。）。

東広島市

目次

1	はじめに	2
2	申請資格について	2
3	申請の区分	3
4	申請業種について	3
5	申請方法	4
6	申請の受付期間	5
7	東広島市への書類提出に関する受付時間及び受付場所	5
8	資格の通知等	6
9	認定予定日	6
10	資格の有効期間	6
11	様式の記入における注意事項	6
12	変更届	6
13	その他	7
14	提出書類	8

1 はじめに

1 手引きについて

東広島市が令和9・10年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査（以下「資格審査」という。）を受けようとする者は、この手引き及び「広島県電子自治体推進協議会 建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」に従って申請してください。

2 申請方法について

申請は電子申請によることとします。

なお、電子申請とは、広島県及び県内市・町が運用する「資格審査受付システム」を利用し、インターネットを経由した申請をいいます。

3 資格審査受付システムについて

「資格審査受付システム」を使用するには、事前準備（電子入札等システム利用開始申請、ICカードや端末の準備等）が必要です。

事前準備には概ね2～3週間の期間が必要ですので、注意してください。

システムの利用方法等については、以下のホームページ等をご覧ください。

広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

電子入札等トップページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

事前準備の概要

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html>

東広島市契約課のページ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/2/index.html>

2 申請資格について

次の各号に該当する者は、資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (3) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (4) (3)に定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事については、とび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている年間平均完成工事高とする。）がない者

- (5) 申請時において市町村税又は消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (6) 経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者（ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は東広島市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）
- (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査の申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の申請を行っていない者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

3 申請の区分

申請区分は、次の2つです。

- (1) **新規** 令和7・8年度入札参加資格を有していない者の申請
- (2) **更新** 令和7・8年度入札参加資格を有している者の申請

4 申請業種について

1 申請業種の区分

建設業法第2条第1項別表に掲げる建設工事の29業種のうちから資格審査の申請をすることができます。

2 注意事項

契約締結等の権限を委任する者にあつては、申請しようとする業種について、受任営業所においても建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることが必要です。

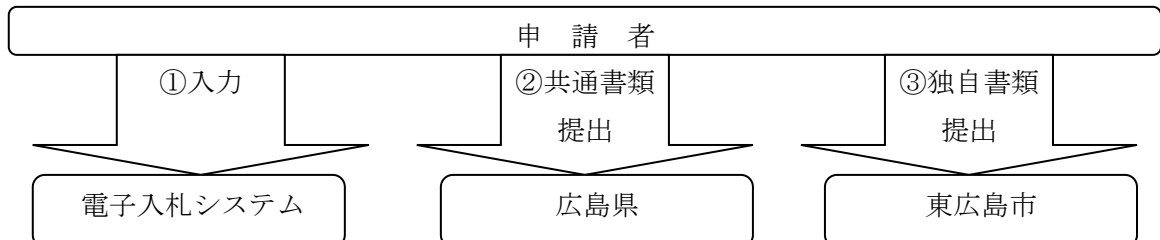
また、委任先は1か所のみ登録可能であり、業種ごとに異なる営業所等を委任先とすることはできません。

5 申請方法

1 申請方法

広島県と共同で一括受付を行います。

①電子入札システムの入力、②広島県への共通書類提出、③東広島市への独自書類提出を全て行ってください。



① 広島県電子入札等システムの「資格審査受付システム」により「6 申請の受付期間」に定める受付期間内に申請をしてください。

申請方法は広島県の調達情報ホームページをご覧ください。

② 共通書類（広島県への提出書類）は「広島県電子自治体推進協議会 建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」を参照し、同手引きの「2 電子申請の期間」に定める受付期間内に、持参、郵便又は信書便により広島県土木建築局建設産業課（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）へ提出してください。

③ 独自書類（東広島市への提出書類）は「14 提出書類」及び申請様式第13号「競争入札参加資格審査申請書類確認票(建設工事)」を参照し、「6 申請の受付期間」に定める受付期間内に、持参、郵便又は信書便により東広島市総務部契約課工事契約係（〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 2 9 号）へ提出してください。

なお、独自書類を郵便又は信書便により提出する場合は、封筒に「電子資格申請 独自書類在中」と朱書してください。指定する方法以外で提出した場合には、資格の認定ができないことがあります。

2 注意事項

- (1) 提出書類の様式は必ず指定様式に入力し、印刷して押印が必要なものは押印してください。
- (2) 期日までに書類が到達しない場合は、申請全体が無効となりますので注意してください。
- (3) 電子申請において、広島県に入札参加資格申請をしない場合であっても、必ず①電子入札システムの入力、②広島県への共通書類提出を行ってください。

6 申請の受付期間

申請区分	申請方法	受付期間
電子申請	電子入札システムの入力	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月20日（金）まで
	広島県への共通書類提出及び 東広島市への独自書類提出 （持参、郵便又は信書便）	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月27日（金）まで

※ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

7 東広島市への書類提出に関する受付時間及び受付場所

1 受付時間

午前9時から午後5時まで

2 受付（到達）場所

東広島市総務部契約課工事契約係（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

3 仮受付及び受付票

申請書類等は、内容の不備不足にかかわらず、一旦仮受付します。

持参により提出する者には、仮受付票に仮受付印を押印し返却します。

郵便又は信書便で提出される場合、仮受付票の発行を希望する者のみ、返信用封筒により郵送します。

4 注意事項

仮受付後、不備不足が見つかった場合、是正期間を設定し、再提出を求めることがあります。是正期間内に是正が行われない場合は、不認定又は無効となります。

なお、提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等においては、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

5 その他

電子入札システムの入力及び広島県への共通書類提出に関する受付時間及び受付場所等は、広島県の調達情報ホームページ及び「広島県電子自治体推進協議会 建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」を確認ください。

8 資格の通知等

1 資格の通知

資格を認定したときは、申請者に通知をします。

2 認定の取消

入札参加資格を認定した後において、経営事項審査の申請又は資格審査の申請について重要な事項に関し虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合その他不正な手段により認定を受けた場合は、当該認定を取り消します。この場合において、入札参加資格の認定の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び入札参加資格の認定を受けることはできません。

9 認定予定日

資格の認定は、令和9年4月1日を予定しています。なお、認定の可否、提出書類に係る個別の問い合わせには、応じられませんので、ご了承ください。

10 資格の有効期間

この資格が認定された日から令和11年3月31日までとします。

ただし、令和11年4月1日以降においても令和11年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

11 様式の記入における注意事項

様式への記入にあたっては、以下の各号に従って入力してください。

- (1) 数値の入力は基本的に半角です。
- (2) 各様式の記載事項に従い記入してください。
- (3) 定めのあるものを除いて、提出する日を基準日としてください。
- (4) 原則として様式に入力して作成してください。 枠内に入りきらない等、入力したものが正常に印刷できない部分は、印刷した様式に手書きで記入してください。行間を広げたり、セルを結合したりしないでください。

12 変更届

1 申請の区分が「更新」の方

申請後に変更事項が生じた場合は、速やかに入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）を提出してください。ただし、認定作業中は、令和9・10年度入札参加資格の当初申請内容を修正することができないため、変更届の内容は認定後にデータ入力します。このため、認定までに提出された変更届の内容は、認定時の入札参加資格者名簿には反映できませんので、ご了承ください。

2 申請の区分が「新規」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、令和9・10年度入札参加資格認定（令和9年4月1日の予定）後に変更届を提出してください。

1 3 その他

1 経営事項審査の総合評定値通知書

今回の申請で使用できる経営事項審査総合評定値通知書は、令和7年4月1日以降に審査基準日が到来した最新のものです。

広島県知事許可業者に限り、申請中の経営事項審査でも申請が可能です。詳細は「広島県電子自治体推進協議会 建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」を確認ください。

※ 「審査基準日」とは、次のとおりです。

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の営業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

2 メールアドレスについて

契約事務に関する通知は、原則として電子入札システムに登録されている本社メールアドレス（委任する場合は、委任先メールアドレス）宛てに送信します。今後導入予定の電子契約においても当該メールアドレスを使用する予定です。契約事務及び電子契約に関する連絡先として別のメールアドレスを希望する場合は、電子資格申請補足記載事項調書（様式第1号）の15及び16を記入してください。

3 問合せ先

入札参加資格申請に関する問合せ先は次のとおりです。

東広島市 総務部契約課 工事契約係 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 TEL：(082) 420-0930 FAX：(082) 431-0077
--

システムの操作方法等に関する問合せ先は次のとおりです。

電子入札等システム・ヘルプデスク TEL：0570-55-0215

1 4 提出書類

様式第13号

※ 新規・更新【 】

競争入札参加資格審査申請書類確認票(建設工事)

商号又は名称

注意事項

- は、提出を要する書類を示す。△は、該当者のみ提出を要する書類を示す。
- この確認票は、東広島市に提出する書類について確認するものです。申請者は確認欄にチェックをしてください。
- 提出はA4判とし、次に掲げる項目の順番に整理し一番上にこの確認表を添付してください。 ※1

必要書類	電子申請	確認欄	市確認欄
1 送信完了兼受付票 電子申請の最後の送信完了画面において印刷したもの	○		
2 電子資格申請補足記載事項調書(様式第1号) 印刷したものを提出すること	○		
3 営業所一覧表の写し (建設業法施行規則別記様式第1号別紙二) 次の①又は②のいずれかに該当する者が提出すること ①契約締結等の権限を委任する者 ②東広島市外に建設業法上の主たる営業所を有する者で東広島市内に建設業法上の従たる営業所を有する者	△		
4 認定希望業種調書(様式第7号) 契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△		
5 経営業務の管理責任者証明書の写し (建設業法施行規則別記様式第7号) 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者のみ提出すること	△		
6 専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し (建設業法施行規則別記様式第8号又は別記様式第1号別紙四) 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者のみ提出すること	△		
7 委任状(様式第4号) 契約締結等の権限を委任する者のみ提出すること	△		
8 法人…登記事項証明書(商業登記簿謄本)(複写可) 個人…身分証明書等(複写可)…本籍地市町村で発行 申請日前3か月以内に発行されたもの	○		
9 印鑑証明書(複写可) 申請日前3か月以内に発行されたもの	○		
10 使用印鑑届(様式第5号) 実印を使用印とする者も実印を押して提出すること	○		
11 同意書(法人又は個人事業主のもの)(様式第6号) 東広島市に納税義務を有しない者であっても提出すること	○		
12 災害協定締結希望申請書及び添付書類 ※2 ※3 東広島市内に建設業法上の主たる営業所を有する者で、協定締結を希望する者のみ提出すること	△		
13 認定通知書送付用返信用封筒 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	○		
14 仮受付票(様式第11号) ※4 申請書類等を持参で提出する者及び郵便又は信書便の場合で、発行を希望する者のみ提出すること	△		
15 仮受付票返信用封筒 ※4 長形3号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの	△		

※1 ひもで綴じて提出してください(返信用封筒は綴じないでください)。

※2 東広島市の発注者別評価項目です。「令和9・10年度の建設工事の競争入札参加資格認定に係る発注者別評価項目について」を参照すること。

※3 「令和9・10年度災害時応急対策活動等に関する基本協定(災害協定)について」を参照すること。

※4 認定通知書送付用とは別に仮受付票用の返信用封筒が必要となります。郵便又は信書便の場合、返信用封筒の提出がないものは発行を行いません。